

春日市広告付き番号案内システム仕様書

1 目的

春日市役所市民課、国保医療課、税務課及び収納課の各窓口の市民サービスの向上、窓口の混雑緩和及び待ち時間の快適化を目的に、広告付き番号案内システム（以下「システム」という。）を継続的に設置するもの。

2 設置期間

令和6年4月1日から令和13年3月31日までとする。

ただし、春日市（以下「市」という。）とシステム提供者間で合意したときは、期間を定めて延長することができる。

3 機器の仕様

(1) 設置場所

福岡県春日市原町3丁目1番地5

春日市役所 1階フロア

- ① 市民課窓口
- ② 市民課窓口前待合ロビー（アトリウム）
- ③ 国保医療課窓口
- ④ 税務課窓口

※ 設置場所の配置については別紙参照

(2) システムの構成

- ① 番号札発券機 4台
- ② 受付番号案内表示モニター 5台
- ③ 受付番号呼出器 31台以上
- ④ 受付番号案内表示パネル 9台以上
- ⑤ 交付番号呼出器 1台以上
- ⑥ 交付番号案内表示モニター 2台以上
- ⑦ 広報広告放映機器 4台以上
- ⑧ その他

(3) 機能

① 番号札発券機

ア 来庁者の手続内容（各種届出及び証明書申請等）に応じて番号札を発券できること。

イ 市民課、国保医療課及び税務課の各窓口を設置し、業務ごとの通し番号を印字できること。

- ウ 設置後でも、必要に応じ、市が容易に表示内容を変更できること。
- エ 発券機はタッチパネル式とし、1台で8業務の選択が可能であること。
- オ 発券機の画面は、ボタンを押すと細かい業務選択画面や発券案内画面へ画面展開可能であること。
- カ 発券時において、手続き区分ごとに指定する待合場所への誘導案内が表示できると。
- キ 来庁者が属性（耳マーク・車椅子等）情報を特定ボタン押下により職員へ伝達する機能を有し、受付番号呼出器に表示可能なこと。
- ク 発券プリンターを内蔵していること。
- ケ 発券した札の表面は、4桁の受付番号、業務内容、発行年月日、メッセージ、QRコード印字できること。また、メッセージは業務ごとに異なる文言に変更可能であること。

② 受付番号案内表示モニター

- ア 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は55インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- イ モニター表示部分に短い文章のお知らせ等のテロップが掲載できること。
- ウ モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講ずること。
- エ 呼出し時に指定する窓口への誘導案内表示ができること。

③ 受付番号呼出器

- ア 呼出し、再呼出し、番号保留、処理済処理及びキャンセル処理操作を行い、待ち人数及び待ち時間を確認することができること。
- イ 1台の操作機から、全ての業務の呼出しができること。
- ウ 手入力での番号呼出し操作ができること。
- エ 待ち人数がない場合に、来所者が受付番号札を取ったことを音で通知できること。また、業務ボタンごとに異なる音で通知し、担当者がどの業務ボタンが押されたか区別できるよう配慮すること。
- オ 担当者の利便性を考慮し、タッチパネル式でなく、打感のある押しボタン式によること。
- カ 発券機用の紙残量警告表示できること。

④ 受付番号案内表示パネル

- ア 来庁者が所持する番号札に記載された番号を②の表示モニターに表示するとともに、音声等により窓口へ呼出しすることができること。

- イ 表面・裏面に呼出し番号・待ち人数・待ち時間等が表示できること。
- ウ 矢印の点滅により、左右の窓口案内が可能なこと。
- エ 裏面に『CALL』表示と赤もしくは緑のLED点滅で、サインを送れること。
- オ 表示パネルごとに異なる音声の設定が出来ること。

⑤ 交付番号呼出器

- ア バーコードリーダーによる読み取り及びテンキー等による入力により、番号をモニターに表示又は取消しができること。

⑥ 交付番号案内表示モニター

- ア 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は5.5インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- イ 画面表示は、表示する番号の数に応じて4窓から最大20窓以上まで4段階以上の自動切替えができること。また、最大表示数を超えた場合は、最大表示画面とそれを超えた番号の表示画面を交互に表示する機能を有すること。
- ウ 番号表示と音声及びチャイムによる呼出しを自動的に行うことができること。
- エ モニター表示部分に短い文章のお知らせ等のテロップが掲載できること。
- オ モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

⑦ 広報広告放映機器

- ア 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの放映部分は5.5インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- イ 機器の設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。
- ウ 放映時間は、窓口業務時間（平日の午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、臨時に延長又は短縮できるものとする。
- エ 業務に支障のない音量設定とする。ただし、必要に応じて市が音量調整を行うことができるものとする。
- オ 全放映枠のうち、一定程度の行政情報枠を確保すること。
- カ 市から提供した素材をもとに行政情報を編集し、広告と組み合わせて放映すること。ただし、放映する映像は、あらかじめ市の審査を受けるものとする。
- キ タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であるものとする。

⑧ その他

- ア 待合状況の閲覧機能として、システムに表示される番号等を、各種パソコン、

スマートフォン及びタブレットにて確認できること。

イ 広報広告放映機器で放映される広告の情報を来庁者へ案内しやすいよう、チラシ等を入れることが可能なパンフレットラックを設置すること。

4 広報広告放映機器に係る行政財産の使用許可及び使用料等

- (1) システム提供者が広報広告放映機器及びこれに関連する表示板等を設置するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、春日市長から春日市役所庁舎の管理に関する規則（昭和41年規則第6号）及び関連規定に基づく使用許可をその設置期間について受けること。
- (2) システム提供者が広報広告放映機器及びこれに関連する表示板等を設置したときは、春日市行政財産使用料条例（昭和63年条例第19号）及び関連規定に基づく使用料及び電気料（実費程度）を負担すること。
- (3) 広報広告放映機器によって広告映像等を放映する対価は有料とし、システム提供者は、広告放映料を市に支払うものとする。
- (4) 広告付き番号案内システムの設置、修理、撤去等に係る費用は、システム提供者が負担するものとし、移設、増設に係る費用は、市とシステム提供者が協議の上決定するものとする。
- (5) 番号札等システム運用に係る一切の消耗品は、システム提供者が負担するものとする。

5 広告の審査、放映条件等

- (1) 春日市広告掲載事業要綱（平成19年7月告示第103号）及び春日市広告掲載事業広告掲載基準を遵守すること。
- (2) 広報広告放映機器に広告を掲載する広告主及びその広告の内容について、事前に市へ報告すること。
- (3) 掲載する広告の募集に当たり、システム提供者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分配慮すること。

6 緊急時の対応

システムが使用できなくなったときは、速やかに正常な稼働状況に戻すため、故障箇所を修繕し、又は代替機を設置すること。また、そのための体制を構築すること。

7 研修等の実施

- (1) 導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。

- (2) 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

8 その他

(1) 打合せ協議

システムの円滑な運用を図るため、市と緊密な連絡関係を構築し、打ち合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。

(2) 設置場所等

機器の設置場所は、既存庁舎内の施設や機器に支障のないように考慮すること。

また、システム設置期間内であっても、庁舎のレイアウト変更及び組織機構見直し等により、設置場所の変更及び増設を行うことがあるものとする。

(3) 管理責任者の配置

システム運用に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うこと。

(4) 秘密の保持

システム提供者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) 損害賠償

システム提供者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、システム提供者がその損害を賠償しなければならない。

(6) 設置の中止

市はシステム提供者が協定書の規定に違反していると認めたときは、機器等の設置を中止するものとする。

(7) 疑義

本仕様書及び協定書等に定めのない事項については、必要に応じて市とシステム提供者が協議して定める。